

東京都生活習慣病検診管理指導協議会設置要綱

10衛健成第 46 号
平成 10 年 6 月 29 日

(設置)

第 1 条 東京都健康診査管理指導等事業実施要綱（平成 10 年 6 月 1 日付 10 衛健成第 23 号）第 4 に基づき、区市町村及び検診実施機関に対し、検診の実施方法や精度管理の在り方等について専門的見地から適切な指導を行うために、東京都生活習慣病検診管理指導協議会（以下「協議会」という。）を設置・運営する。

(検討事項)

第 2 条 協議会は、福祉保健局長（以下「局長」という。）の依頼に応じ次に掲げる事項を検討する。

- (1) 検診の実施方法や精度管理の在り方に関する事項
- (2) その他局長が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 協議会は委員 30 名以内で構成する。ただし、局長が必要と認めたときは、この限りでない。

2 委員は、関係団体、学識経験者、専門家、関係行政機関のうちから局長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び権限)

第 5 条 協議会に会長を置き、会長は委員の互選により選出する。

- 2 会長は協議会を代表し、会議を総括する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 6 条 協議会は局長が招集する。

(部会)

第 7 条 協議会に専門の事項を検討し、実地調査、効果測定を行うための部会を置く。

- 2 部会は、循環器疾患等部会、がん部会の 2 部会で構成するものとする。
- 3 部会員は、会長の指名する者の中から、局長が委嘱又は任命する。
- 4 各部会に部会長を置く。
- 5 循環器疾患等部会

(1) 構成

循環器疾患等部会は、保健所、医師会の代表者、循環器疾患等の予防に知識と経験を有する者等のうち特定健康診査にかかわる専門家によって構成するものとする。

(2) 運営

循環器疾患等部会は、次の事項について審議するものとする。

ア 医療保険者等において実施した特定健康診査等の受診率、及び選択実施項目別の実施率、及び異常率等を検討するとともに、その効果や効率を評価し、今後における特定健康診査等の実施方法等について検討する。

イ 特に、特定健康診査等の結果「要医療」と区分された症例については、検査結果及び治療の状況等を検討し、特定健康診査の効果や効率を評価する。

ウ 検診実施機関における検診機器の保守点検、心電図及び眼底写真の撮影技術及び判定結果並びに血液検査の標準化等を評価し、今後の精度管理の在り方について検討する。

また、これらの業務を適切に行うため、必要に応じて検診実施機関の实地調査を行う。

エ その他特定健康診査の精度の維持・向上のために必要な事項を検討する。

6 がん部会

(1) 構成

がん部会は、保健所、医師会の代表者、各種がん関係学会等に所属する学識経験者、診療放射線技師等のうち各がん検診の専門家によって構成するものとする。

(2) 運営

がん部会は、次の事項について審議するものとする。

ア 区市町村において実施した各がん検診の受診率、要精検率、精検受診率及びがん発見率等を検討するとともに、その効果や効率を評価し、検診の精度管理を行う。

イ 特に、精密検査の結果がんと診断された症例については、その病期、治療の状況等を検討し、検診の効果や効率を評価する。

ウ 検診実施機関における精度管理の状況等を把握し、検診の精度管理を行う。

また、これらの業務を適切に行うため、必要に応じて検診実施機関の实地調査を行う。

エ その他がん検診の精度の維持・向上のために必要な事項を検討する。

(専門委員会)

第8条 各部会は必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、会長の指名する者の中から、局長が委嘱又は任命する。

3 専門委員会は各部会長が招集する。

(関係者の出席)

第9条 局長は、必要と認めるときは、協議会又は部会に委員及び部会員以外の関係者の出席を求めることができる。

(会議及び会議録等の公開)

第10条 会議及び会議に係る審議資料、議決事項、会議録等(以下「会議録等」という。)は、個人のプライバシーに関する事項を除いて、原則として公開する。ただし、会長又は委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

2 会議又は会議録等を公開するときは、会長は、必要な条件を付することができる。

(庶務)

第11条 協議会及び部会の庶務は、保健政策部健康推進課で処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会、部会及び専門委員会の運営に関して必要な事項は、福祉保健局保健政策部長が別に定める。

附 則

この要綱は平成10年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年5月15日から施行し、平成20年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は平成22年6月1日から施行する。